

## 暮らしのレスキューサービスの トラブルに注意！

### ＜ 内 容 ＞

自宅のトイレが詰まったので、インターネットで検索して「修理〇百円から」と記載のある事業者連絡して来てもらった。数分作業をしたが詰まりが解消されず、追加の作業が必要だと次々と提案され、仕方なく作業を了承した。その後、作業は完了し、詰まりも解消したが、最終的に約50万円を請求され、現金で支払えば値引きをされると言われたので、その場で支払った。よく考えるとあまりにも高額なので、返金してほしい。(60代男性)

### ★ 消費生活センターからのアドバイス

トイレ修理、水漏れ修理、鍵の修理、害虫の駆除など日常生活でのトラブルに事業者が対処する「暮らしのレスキューサービス」において、事業者から高額な請求を受けたという相談が急増しています。

トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

- ① 広告に記載された安価な価格に飛びつかないようにする。トイレの詰まりや水漏れ、開錠などに必要な作業は、現場の状況次第で必ずしも広告の表示や電話での説明とおりの料金で依頼できるとは限りません。
- ② 地元の工務店や管工事組合など信頼のおける事業者を探しておく。水回りや鍵のトラブルなど、特に緊急を要するトラブルが発生したときは事業者から見積もりをとる時間がない場合もあります。焦って冷静な判断ができなくなる前に、信頼のおける事業者の情報を調べておくとう安心です。
- ③ 料金やサービス内容に納得できない場合は、きっぱりと契約を断る。事業者によっては見積もり時の金額と異なる料金を請求する場合や、実際の料金・サービス内容が広告の記載や説明と異なる場合があります。事業者に「今修理しなければならない」などと契約をせかされても、納得できない場合は、その場で契約しないようにしましょう。また、料金を支払った後でも広告の金額とかけ離れた請求を受けた場合には、特定商取引法のクーリングオフが主張できる場合があります。

※ おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

**全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ)**

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

**長崎県消費生活センター 095-824-0999**

【相談受付】 平日(月～金) 9:00～12:00、13:00～17:00

